

## 屋久島世界遺産地域管理計画の実施状況について

屋久島世界遺産地域管理計画の実施状況については、平成 24 年 10 月に改訂した「屋久島世界遺産地域管理計画 6 - (1) 計画の実施」(以下抜粋)に基づき科学委員会で、報告するものである。

(抜粋)

### 6. 計画の実施その他の事項

#### (1) 計画の実施

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理計画記載の各事項を円滑に実施するため、今後、関係行政機関、関係団体等のそれぞれの役割について、さらに検討を深めるとともに関係行政機関は、関係団体等との緊密な連携・協力の下、最大限努力する。

遺産地域の自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、科学委員会から科学的な立場からの助言を得るものとする。本管理計画の実施状況については、毎年度点検を行い、地域連絡会議及び科学委員会に報告する。

(以下、略)